

長崎市有料老人ホーム設置運営指導要領

(目的)

第1条 この要領は、長崎市有料老人ホーム設置運営指導指針（平成24年長崎市告示第235号。以下「指導指針」という。）に基づき、市内における有料老人ホームの設置及び運営に関する手続等について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有料老人ホーム 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する施設をいう。
- (2) 設置予定者 市内に有料老人ホームを設置しようとする者をいう。
- (3) 設置者 市内に有料老人ホーム（法第29条第1項の届け出を行っていない施設を除く。）を設置し、及び運営する者をいう。
- (4) 特定施設 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する施設をいう。
- (5) 介護付有料老人ホーム 有料老人ホームのうち介護保険法第70条の規定による特定施設の指定を受け事業を行う有料老人ホームをいう。

(事前協議)

第3条 設置予定者は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条又は第43条の規定による開発許可又は建築許可（開発許可又は建築許可を受けたものを有料老人ホームに転用する場合にあっては、その変更許可）の申請前に、開発許可又は建築許可の対象とならない場合にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による建築確認（既存建物を有料老人ホームに転用する場合にあっては、その用途変更）の申請前に、指導指針1(6)に規定する事前協議を行わなければならない。

- 2 設置予定者は、前項の規定により事前協議を行おうとするときは、有料老人ホーム設置計画事前協議書（第1号様式）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、介護付有料老人ホームの設置予定者にあつては、特定施設の指定に関する協議を別に行わなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により有料老人ホーム設置計画事前協議書が提出されたときは、その内容を審査し、この要領及び指導指針に適合していると認めるときは、設置予定者に有料老人ホーム設置計画事前協議終了通知書（第2号様式。以下「終了通知書」という。）を交付する。
- 4 設置予定者は、終了通知書の交付を受けた後に、開発許可、建築許可、又は建築確認の申請を行うものとする。

(事前協議終了から届け出までの状況報告)

第4条 設置予定者は、終了通知書の交付を受けた後から第6条の規定による設置の届け出をするまでの間に、有料老人ホームの設置計画を変更する必要があるときは、速やかに有料老人ホーム設置計画事前協議変更書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により有料老人ホーム設置計画事前協議変更書が提出されたときは、その内容を審査し、変更が軽微であると認める場合を除き、設置予定者に第3条に規定する事前協議をするよう指示するものとする。

(入居定員を増加する場合の取り扱い)

第5条 第3条の規定は、設置者が有料老人ホームの定員を増員しようとする場合に準用する。

(設置の届出等)

第6条 設置予定者は、法第29条第1項の規定による届け出を行うときは、建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けた後に、有料老人ホーム設置届（長崎市老人福祉法施行細則（平成9年長崎市規則第44号。以下「施行細則」という。）第47号様式）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により有料老人ホーム設置届が提出された場合において、その内容が適切であると認めるときは、有料老人ホーム設置届受理通知書（第4号様式）を設置予定者に交付するものとする。

3 設置予定者は、有料老人ホーム設置届受理通知書の交付を受けた後でなければ入居者の募集をしてはならない。

(事業開始届)

第7条 設置者は、有料老人ホームの事業を開始したときは、速やかに有料老人ホーム事業開始届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(事業変更届等)

第8条 設置予定者は、法第29条第2項の規定による届け出をしようとするときは、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 届出事項の変更は、有料老人ホーム事業変更届（施行細則第48号様式）により、当該変更事項に係る関係書類を添付し、変更の日から1月以内に提出するものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、有料老人ホームの入所定員の増加を伴う変更は、第5条の規定において準用する第3条の規定による事前協議の後に、有料老人ホーム事業変更届を提出するものとする。この場合において、有料老人ホーム重要事項説明書（指導指針11(4)アに規定するものをいう。次条において同じ。）の記載事項のうち入居状況等及び職員体制の変更については、次条の規定による定期報告によりその状況を報告するものとする。

- (3) 事業の休止又は廃止は、有料老人ホーム廃止（休止）届（施行細則第49号様式）により、その休止又は廃止の日の1月前までに提出し、市長と必要な調整を行うものとする。

（定期報告）

第9条 設置者は、毎年7月1日現在において、次に掲げる書類を同月末までに市長に提出しなければならない。

- (1) 有料老人ホーム重要事項説明書
- (2) 有料老人ホーム情報開示一覧表（第6号様式）
- (3) 直近の事業年度の貸借対照表・損益計算書等の財務諸表
- (4) 他業を営んでいる場合又は親会社がある場合は、当該他業又は親会社に係る直近の事業年度の貸借対照表・損益計算書等の財務諸表

（随時報告）

第10条 設置者は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める書類を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 利用料の改定を行った場合 次に掲げる書類
 - ア 改定の内容を明らかにした報告書
 - イ 改定に係る運営懇談会開催状況報告書（第7号様式）
- (2) 入居契約書・管理規程の変更を行った場合 次に掲げる書類
 - ア 変更の内容を明らかにした報告書
 - イ 変更後の当該書類、新旧対照表等変更内容が確認できる資料
 - ウ 当該変更に係る運営懇談会開催状況報告書

（委任）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（平成24年3月30日長崎市告示第236号）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月7日長崎市告示第110号）

この要領は、告示の日から施行する。

附 則（平成31年3月22日長崎市告示第141号）

この要領は、平成31年3月22日から施行する。

附 則（令和3年3月4日長崎市告示第109号）

（施行期日）

- 1 この要領は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市有料老人ホーム設置運営指導要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。